

創業資金融資あっせん制度のしおり (西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度)

創

西東京市では、中小企業者の皆様に融資をあっせんし、金融機関に支払う利息の一部や保証協会に支払う信用保証料の全部を補助しています。

本制度の対象は、市内で新たに創業する方または創業後1年未満の中小企業者の方です。

※ 西東京市創業支援等事業計画に位置付ける西東京市の「特定創業支援等事業」により支援を受け、証明書を取得した方は、「特定創業」メニューをご利用いただけます。

申込資格

①共通

- ◆ 申込前に、西東京創業支援・経営革新相談センター（以下「センター」という。）において経営診断を受診し、創業計画書を作成していること。
- ◆ 市税等の納税義務者であって、納期到来分までを完納していること。
- ◆ 現在この制度による資金の融資を受けていないこと。
- ◆ 信用保証協会等の保証対象となる業種であること。

②新たに創業する場合

- ◆ 新たに創業することで、中小企業者（農業を営む者を含む。）に該当すること。
- ◆ 法人については、市内に本店または支店等を設立すること。
個人については、市の住民基本台帳に記録されている者で市内に住所を有し、かつ、市内に事業所を置くこと。※ 特定創業をご利用の場合は、市内に事業所を置くことのみ。
- ◆ 原則、事業開始に必要な資格や許認可等を債務保証が得られる前に取得していること。

③創業後1年未満の場合

- ◆ 創業後1年未満の中小企業者（農業を営む者を含む。）であること。
- ◆ 法人については、市内に本店または支店等を有していること。
個人については、市の住民基本台帳に記録されている者で、市内に住所と事業所を有すること。※ 特定創業をご利用の場合は、市内に事業所を置くことのみ。

※注意①※ 金融機関・信用保証協会等の審査により、融資できない場合もあります。

※注意②※ 融資実行から6か月を経過したときには、センターにて事後の経営診断を受診していただきます。

受付期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（年末年始・土・日・祝日を除く）

提出・お問合せ先

西東京市役所(田無第二庁舎5階) 生活文化スポーツ部産業振興課商工係
042-420-2819(ダイヤルイン)

※郵送でのお申込みはできません。

※提出資料作成後、西東京創業支援・経営革新相談センターにて、書類確認及び写しの提出をお願いいたします。

創業計画書の作成にあたっての経営診断の予約

西東京創業支援・経営革新相談センター(西東京市南町5-6-18 イングビル3階 西東京商工会内)
042-461-6611(ダイヤルイン) ※随時予約受付（年末年始・土・日・祝日を除く）

※ 令和7年4月改定

<融資内容>

資金区分	運転	設備	運転設備併用	特定創業運転	特定創業設備	特対創業運転・設備併用
融資限度額	700万円	1,000万円	1,000万円	700万円	1,000万円	1,000万円
償還期間 (据置期間)	5年以内 (6月以内)	7年以内 (6月以内)	7年以内 (6月以内)	5年以内 (12月以内)	7年以内 (12月以内)	7年以内 (12月以内)
融資利率	年2.125%	年2.125%	年2.125%	年2.125%	年2.125%	年2.125%
利子補給率	年0.995%	年0.995%	年0.995%	年1.395%	年1.395%	年1.395%
借受者負担率	年1.130%	年1.130%	年1.130%	年0.730%	年0.730%	年0.730%
償還方法	元金均等月賦償還					
信用保証料	融資後、市が全額助成します ※繰上完済された場合、戻ってきた保証料を市に返還していただきます。					

(1) 設備資金、特定創業設備資金について（以下、「設備資金」という。）

当制度における「設備資金」とは、店舗、工場もしくは倉庫の建築等、機械器具等の購入、従業員の厚生施設の設置に要する資金をいいます。事業所や土地の購入は対象外です。

※ 敷金、保証金は「設備資金」「特定創業設備資金」として、礼金は「運転資金」「特定創業運転資金」として取り扱います。

(2) 運転設備併用資金、特定創業運転設備併用資金について

融資限度額1,000万円のうち、運転資金、特定創業運転資金の限度額は700万円です。

<注意事項>

- ◆ 設備資金については、融資実行前に支払った分は対象外です。
- ◆ 事業に必要な資格・許認可等を取得前に申し込まれた方の融資の実行は、取得後になります。
- ◆ 創業前に申し込まれた方の融資の実行は、創業後になります。また、法人として創業予定の方の場合、法人設立前でもあつせんしますが、保証協会に保証申請ができるのは法人設立後になります。
- ◆ 融資実行後に市外へ転出、廃業等資格を失った場合は、その時点で制度の対象から外れます（利子補給を中止します。）。
- ◆ 同一の中小企業者に対して、重複して融資のあつせんを行うことはできません。
- ◆ この制度による融資で既に連帯保証人となっている方は、完済前に新たなお申込みや連帯保証人になることはできません。

本制度の対象となる中小企業者について

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療法人等	条件なし	300人以下

① 常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が左表に該当している者

② 農業を営む者

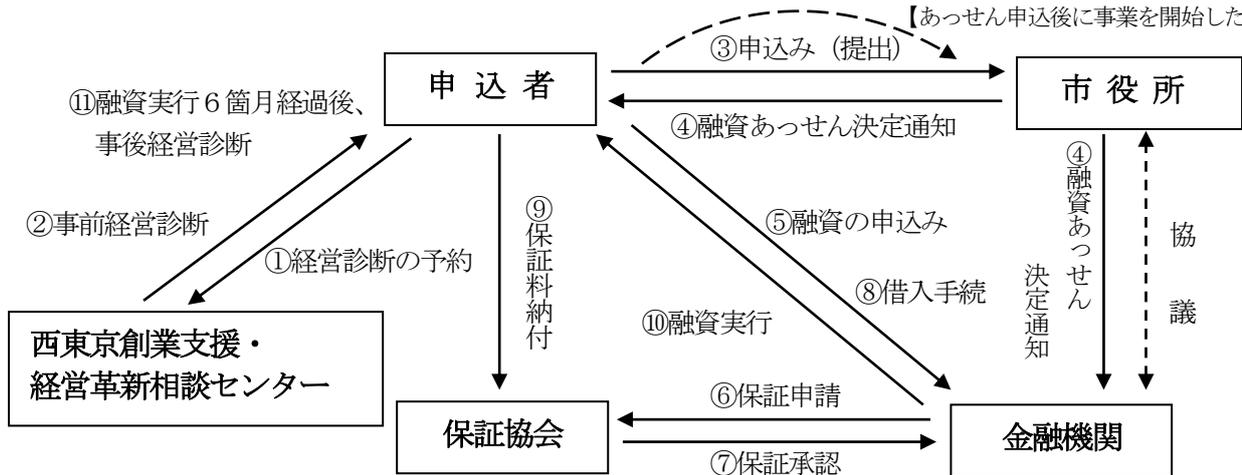
(注) サービス業のうち、旅行業は、
資本金3億円以下、従業員300人以下

<創業計画書の作成・申込みから貸付まで>

※法人を設立予定の方は、⑥保証申請の前の段階で創業していただく必要があります。

創業届を提出

【あっせん申込後に事業を開始した場合】



- ① センターへ創業計画書作成のための経営診断の予約をします。
- ② センターにて事前の経営診断を受け、創業計画書を作成します。
- ③ 申込みに必要な書類をそろえて、市の産業振興課へ提出します。
- ④ 市は、提出された書類を確認後、決裁を経て申込者へあっせん決定通知書を送付します。

金融機関は産業振興課窓口まで直接取りに来ていただきます。※ 申込後、あっせんの決定までには、10日程度の日数を要します。

- ⑤～⑩ 金融機関は、内容を審査し、融資「可」であれば保証協会へ保証の審査を依頼し、保証協会が保証「可」であれば、金融機関から融資が実行されます。

※ 金融機関、保証協会のどちらかが「否」であれば、融資はされませんので、申込前に申込予定の金融機関へご相談ください。

- ⑪ 融資実行から6箇月を経過後、センターにて事後の経営診断を受けていただきます。市役所・センターから申込者に連絡します。

取扱金融機関

みずほ銀行		多摩信用金庫	
田無支店	042-461-8271	田無支店	042-463-1121
ひばりが丘支店	042-421-1212	ひばりが丘支店	042-423-3111
大泉支店	03-3925-2411	境支店	0422-54-1331
三井住友銀行		花小金井支店	042-465-2233
田無支店	042-465-4711	東京三協信用金庫	
ひばりヶ丘支店	042-421-3111	東伏見支店	042-462-1555
りそな銀行		保谷支店	042-423-1911
田無支店	042-461-1411	西京信用金庫	
ひばりヶ丘支店	042-422-5111	保谷支店	042-421-4111
三菱UFJ銀行		青梅信用金庫	
田無支店	042-466-5531	新座支店	042-421-0511
大泉支店	03-3925-3011	東久留米支店	042-471-1811
きらぼし銀行		飯能信用金庫	
保谷支店	042-461-7951	西東京支店	042-425-8811
東伏見支店	042-463-9001	大東京信用組合	
東和銀行		保谷支店	03-3924-3311
東大泉支店	03-3922-5161	東京厚生信用組合	
東久留米中央支店	042-477-8111	小平支店	042-343-0321
西武信用金庫		東京みらい農協	
保谷支店	042-462-3661	西東京支店（個人のみ取扱い）	042-452-5560
田無支店	042-463-1111	東京都信用農業協同組合連合会	
東京信用金庫			042-523-3151
田無支店	042-465-0111	※1 各支店の担当窓口については、直接お問い合わせください。	

※2 令和7年4月1日時点の情報です。

<提出書類>

提出書類	創業の形態	新たに創業		創業後1年未満		提出前 チェック
		個人	法人	個人	法人	
申込書（様式第2号）（市の所定用紙）		◎	◎	◎	◎	
創業計画書（市の所定用紙・事前経営診断終了日が記入されているもの）		◎	◎	◎	◎	
情報提供に関する同意書（市の所定用紙） （事業者選択型経営者保証非提供制度の利用を希望する場合）		/	◎	/	◎	
西東京市創業支援等事業計画に位置付ける西東京市の「特定創業支援等事業」により支援を受けたことの証明書の写し ※特定創業をご利用の方のみ		◎	◎	◎	◎	
住民票（黒塗り不可）		◎	/	◎	/	
法人の登記事項証明書（ <u>履歴事項全部証明書</u> ）		/	/	/	◎	
納税証明書（当制度専用のもの） ※課税のある税目がない場合は、市・都民税の非課税証明書		◎	/	◎	/	
事業に必要な資格・許認可等を取得したことを証する書類の写し （これから資格・許認可等を必要とする事業を開始する場合） ※申込時に取得していない場合は、取得後に必ず提出してください。		◎	◎	/	/	
見積書（設備もしくは運転設備併用を利用の場合） ※当制度で借入する設備資金を充当する分		◎	◎	◎	◎	
要件確認書兼誓約書の写し （事業者選択型経営者保証非提供制度の利用を希望する場合）		/	◎	/	◎	
連帯保証人 （法人の代表者など） ※事業者選択型経営者保証非提供制度の利用を希望する場合は不要	住民票（黒塗り不可）	原則不要	◎	原則不要	◎	
	区市町村民税納税証明書（西東京市民は当制度専用のもの） ※滞納がないもの ※非課税の場合は、非課税証明書	原則不要	◎	原則不要	◎	
創業届（市の所定用紙・創業後に提出） ※創業を確認できる書類を添付してください。 ・個人の場合は「個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署の受付印のあるもの）」等 ・法人の場合は「法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」※写し可		◎	◎	/	/	

※ 新たに創業する場合、あっせんの申込後に事業を開始したときは、速やかに創業届を産業振興課へ提出してください。

※ 当制度専用の納税証明書は、「納税証明申請書」を記入の上、納税課（田無庁舎）、保谷庁舎総合窓口係（防災・保谷保健福祉総合センター1階）、柳橋・ひばりヶ丘駅前の各出張所のいずれかの窓口で申請して取得してください。分割納付をされている方は、申込時点の納期到来分まで完納していただかないと発行できません。

※ 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用希望の場合、市から東京信用保証協会に対して顧客情報等を提供することについて、同意いただく必要があるため、「情報提供に関する同意書」を提出してください。

※ 各証明書の発行日は、申込日から3箇月以内のものとしてください（特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を除く）。

● 事業者選択型経営者保証非提供制度について

法人である中小企業者が、一定の要件を満たした場合に、信用保証料を上乗せすることで、借入時の経営者保証を提供しないことを選択できる制度です。利用希望の場合、経営者保証を不要とする要件を満たす必要があります。事前に取扱金融機関へご相談ください。